

泉佐野市移住・定住促進戦略 策定業務委託仕様書

1 業務の名称

泉佐野市移住・定住促進戦略 策定業務

2 業務の目的

本業務は、泉佐野市（以下「本市」という。）への移住者及び本市定住者の増加を促進するため、2015年に第1期が策定された「泉佐野市まち・ひと・しごと創生戦略」を上位戦略とし、「第2期泉佐野市まち・ひと・しごと創生戦略」でも掲げる「目標達成のための施策」の4つの基本目標の一つである「定住魅力の強化により新しい人の流れをつくる」、取り分け「定住促進の強化」に特化した「泉佐野市移住・定住促進戦略」を策定することで、令和8年度を始期とした5カ年度を計画期間とする「第3期泉佐野市まち・ひと・しごと創生戦略」と併せて、より効率的かつ効果的に人口減少に対応しうる施策の推進に資することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 準拠法令等

本業務における準拠法令等は次のとおりとする。

- (1) 泉佐野市第5次総合計画
- (2) 第2期泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (3) 個人情報の保護に関する法律
- (4) その他関係法令、規則等

5 業務内容

市が実施する転入者や転出者等へのアンケートの結果及び市の取組や経過に加えて、不動産取扱事業所など関係機関へのヒアリング調査を実施し、その結果を分析し現状把握と課題整理を行い、関連情報や統計収集、社会環境の変化等を踏まえたうえで、戦略の素案及び原案の作成と関係部署庁内会議の意見及びパブリックコメントを取り入れた最終案から戦略書を作成する。本戦略の作成内容については、上位戦略である「第2期泉佐野市まち・ひと・しごと創生戦略（令和8年度より第3期が開始）」を十分に理解したうえで、市の意向に沿うものとする。

(1) 現状施策等把握調査・策定準備業務

移住・定住促進戦略の策定にかかる現況把握のための質問項目と対象者の設定（調査は市が実施）、統計データによる比較分析や市の施策実施状況把握、他市成功例の把握比較分析等（必要な場合には庁内関係部署へのヒアリング等も行う）により、課題を抽出する。

(2) 会議等運営支援

関係部署で構成される庁内会議に要請があった場合には参加することとし、市の求める資料の作成等の運営支援を行う。

※契約締結後、関係部署庁内会議を２回程度開催予定。

(３) 戦略書の策定支援

- ・抽出した課題から、戦略に関する基本理念・施策体系・重点目標・数値目標等の将来推計と指標の設定といったあるべき姿の設定

※市で策定する各種計画・戦略との関連性や、法令、国・大阪府の計画（数値目標含む）等との整合性を反映させること。

(４) 戦略骨子案・素案の作成

- ・あるべき姿に至るための戦略骨子案・素案の作成
- ・パブリックコメント実施の支援
- ・戦略書の編集、校正（骨子案から素案、原案、最終案までの作成）

(５) 戦略書及び概要版の作成

- ・企画、デザイン、イラスト、レイアウト編集、校正及び修正等を行う。

(６) 情報提供支援

- ・関連法令の改正や国の動向など、計画を策定するにあたり必要な情報は、資料にまとめ適宜提供すること。

５ 成果品

(１) 戦略書

A4 サイズで作成、データで納入

(２) 概要版作成

A4 サイズで作成、データで納入

(３) 電子データ

- ・上記（１）・（２）について、次の２つの形式で CD-ROM 等の電子媒体に記録の上納入すること。
 - ・ PDF
 - ・ Word または Excel

６ 市の策定スケジュール予定

令和 7 年 1 0 月……………現状把握、ヒアリング調査

1 0 月中旬～ 1 1 月…戦略骨子作成

1 1 月～ 1 月……………戦略素案作成

2 月……………戦略案パブリックコメント

3 月……………議会報告、戦略・概要版納品

７ その他留意事項

- (１) 業務遂行にあたっては、作業に支障がでないよう人員体制等万全の実務実施体制を整えること。
- (２) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (３) 受託者は、常に担当課からの連絡を受け取れる状態とし、担当課からの打合せの申し出があった場合は、原則、担当課に出向き、行うものとする。
- (４) 市への各種提出物については、市が設定する期限を遵守すること。

- (5) 受託者は、市の書面による事前の承諾なくして、本業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む）（以下「再委託」という）してはならない。ただし、事業にかかる web ページの制作や印刷物の制作・印刷業務を再委託する場合は、事前申請・承諾を省略することができる。なお、市は、本業務の全部又は大部分についての一括した再委託を承諾することはできない。
- (6) 業務遂行にあたっては、適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
また、受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報について、第三者に漏洩してはならない。
ただし、市の了解を得た上で、関係者に情報提供することは可能である。
- (7) 泉佐野市情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守すること。
* 泉佐野市情報セキュリティポリシー掲載先：
<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/koushitsu/seisaku/menu/jyohosekyurithiporisi/securitypolicyb.html>
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、市と協議の上、定めるものとする。